

○映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示

(第 31 条の 11 第 2 項第 1 号)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 28 年 4 月 1 日
平成 28 年 6 月 23 日 平成 29 年 3 月 22 日
令和 7 年 6 月 28 日

処分基準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第 31 条の 11 第 2 項第 1 号
処分の概要	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第 31 条の 11 第 1 項(処分移送通知書の送付)
処分基準	別紙 1 のとおり
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長

別紙 1

[別紙参照]